

(3) 計画相談支援について

障害福祉サービス・障害児通所支援を利用するためには、サービス等利用計画（障害児支援利用計画）の作成が必要です。計画作成に係る費用は、申請により全額公費負担となります。

※ サービス等利用計画とは・・・

さまざまなサービスの利用を通して、ご本人やご家族の希望する生活や目標を達成するよう計画を作成し支援していきます。指定を受けた事業所の相談支援専門員が計画を作成し、その計画の見直しや必要なサービスの調整等も行います。

なお、現在、町で指定している指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者は、以下のとおりです。

(有)ケアサポートセンタービスケット

上三川町上三川 5061-1

電話 0285-56-3226 FAX 0285-56-0118

上三川障がい児・者生活相談支援センター

上三川町上三川 5082-15 上三川ふれあいの家ひまわり内

電話 0285-38-6854 FAX 0285-38-6841

相談支援事業所 こすもす

上三川町上三川 5024

電話 0285-50-9232

相談支援事業所 スマイルサポート上三川

上三川町しらさぎ2-1-1

電話 0285-37-9080 FAX 0285-37-9081

